平成２２年（フ）第５１１４号
大阪府東大阪市高井田本通７丁目３番19号
債務者　中村　初惠
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１７４号
大阪府寝屋川市香里北之町25―11香里園森岡マンション204号、住民票上の住所大阪府枚方市新町２丁目１番11―203号
債務者　佐藤　尚美
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１８７号
大阪府豊中市北桜塚４丁目３番５―201号
債務者　楠井　紀子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２７９号
大阪府枚方市船橋本町２丁目８番地　203
債務者　ペンシルポイントこと　鈴木　和夫
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２９２号
大阪市都島区中野町５丁目９番８号新井方
債務者　久保田惠子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３０６号
大阪府東大阪市若江南町１丁目１番33号　岩崎ハイツ304号
債務者　小山由香里
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３１９号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目44番地の７
債務者　島　　千早
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３２１号
大阪府門真市打越町24番19号
債務者　北口　正幸
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３６２号
大阪市城東区関目２丁目10番１―604号
債務者　福井　　隆
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３６３号
大阪市平野区加美鞍作２丁目10番16号
債務者　久保　和代
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３６６号
大阪府守口市梶町３丁目38番３―68号
債務者　増田　和子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３７９号
大阪府豊中市上野東１丁目18番41号
債務者　髙橋　幹夫
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３８０号
大阪府豊中市上野東１丁目18番41号
債務者　髙橋　美喜
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３８７号
大阪市西淀川区御幣島４丁目18番23号
債務者　近藤　　弘
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３９７号
大阪市港区弁天２丁目13番16―407号
債務者　松田　秀子　（旧姓杉原）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４１８号
大阪市西淀川区歌島４―２―５―405、住民票上の住所大阪市西淀川区御幣島２丁目８番36―402号
債務者　藤本　正寿
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４２９号
大阪市東淀川区小松４丁目12番30―107号
債務者　中村　　治
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４９１号
大阪市此花区高見１丁目８番17―703号
債務者　井野　　舞（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部